

平成22年3月12日

京都市長

門川大作様

障害者権利条約の批准と完全実施を

めざす京都実行委員会（37団体）

実行委員長 竹下義樹

京都市南区東九条松田町28 メゾンガラス京都十条101

日本自立生活センター気付 電話 075-671-8484

障害者差別禁止に関する京都市条例（仮称）の 制定を求める要望について

私たちは、平成21年1月に、障害者権利条約の内容を理解しつつ、国政レベルにおいての「障害者権利条約」の批准をめぐると共に、それに関する国内法の整備を着実に完全実施する事をめざして、京都府及び市内の障害当事者団体及び福祉関係の37団体（平成22年1月現在）が集い結成した団体です。

さて、わが国内外における人権・福祉に関する法整備の経緯は、昭和22(1947)年に日本国憲法が公布された後、1948年世界人権宣言採択、1949年身体障害者福祉法公布、1971年国連「知的障害者権利宣言」採択、1975年国連「障害者の権利宣言」採択、1993年障害者基本法の公布等々さまざまな変遷を経てきました。

特に、昭和56(1981)年、国連による「国際障害者年」の始まりによって、日本政府およびマスコミ各社による障害者に関するイベントや福祉キャンペーンを展開され、障害者（高齢者を含む）を排除するような社会は間違った社会であり、いわゆる少数者の立場にある人たちも社会の一員である事（ノーマライゼーション）の理解が徐々に国民に浸透しはじめるようになったとも言えます。

国連はさらに「国際障害者年10年」、「アジア太平洋障害者の10年」をスタートさせ、政府および地方自治体もそれぞれに「障害者プラン」の策定を行なったが、多くの市町村ではその内容を十分に実施するに至らなかった経緯もあります。

一方、国際障害者年が始まる10年以上前から、わが国においては、福祉施設の型枠にはまった生活や親・家族の庇護から抜け出したいという、障害当事者の主張や叫びによる「福祉のまちづくり運動」あるいは「自立生活運動」が芽を出し、その運動はやがて全国に広がりました。

福祉マップ作り、ハンディキャブによるドアツードアの移動支援、地下鉄駅のエレベーター

ター設置運動、障害当事者のアメリカ留学研修、海外からのゲストを招請した各種シンポジウムの開催、障害種別を越えた世界組織DPI（障害者インターナショナル）世界会議の結成、自立生活センターの結成、路線バス乗降口のリフト化およびノンステップ化、障害者基本法による三障害の統合、バリアフリー新法の制定……など、障害者を取り巻く環境は徐々にではありながら改善しつつあります。

とりわけ、福祉マップ作り、ハンディキャブによるドアツードアの移動支援、地下鉄駅のエレベーター設置運動、自立生活センター設置、アテンダントシステムの提唱、路線バス乗降口のリフト化およびノンステップ化などについては、障害当事者とその支援者による京都での運動が全国をリードした形で進められ、いまや街づくりにとっては不可欠のバリアフリー思想となっております。

しかし、これら環境の整備、街づくり思想とは裏腹に、障害当事者による運動と国による制度・政策の中身作りは、双方の主張がかみ合わない状況であり、国民一人一人の心の奥底に潜む障害者への差別感というものは未だ払拭されておられません。

例えば、盲導犬の入店を断る店、車いすでは利用(消費)出来ない建物、地域の中に知的・精神障害者に関わる施設建設には地域住民から強い反対が起こるなどは日常に起こっております。

このような中、平成18年10月1日には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が施行、平成21年3月27日には「北海道障がい者及び障がい児の権利の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例案」が北海道議会で可決されました。また、愛知においても同様の条例案を審議中とのことであります。

私たち「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会」は、国連の障害者権利条約の理解を広く深めていくこと、また、千葉県、北海道、愛知県などにも触発されつつも、京都市民レベルの人権意識を相互に高めながら、現実的な障害者への差別を無くしていくためには「京都市障害者差別禁止に関する条例（仮称）」がぜひとも必要であると考えております。

つきましては、京都市におきましても、近い将来の中で「京都市障害者差別禁止に関する条例（仮称）」の策定作業を推進して頂きたく、ここに要望いたします。

なお、言うまでもありませんが、この条例策定作業につきましては、形式的なあり方にこだわらず、複数の障害当事者が委員として参加できるように配慮し、条文内容も平易な表現に努めていただきますようお願い致します。